

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

長時間残業を削減するため、オンラインの会議や研修への参加導入など業務削減等の取組を実施する

1.計画期間

- ・令和7年4月1日～令和10年3月31日

2.目標

- ・職員一人当たりの残業時間を月平均6時間以内とする

3.取組内容と実施時期

●令和7年4月～ 院外からでもオンラインの会議や研修などへ参加しやすいように、LINE WORKS の活用を推進する。

●令和7年4月～ 職員が効率的に業務を進めるとともに、仕事と生活のバランスをよりよくとれる環境を整えるため、シフトパターンを増やし、フレキシブルな働き方を推進する。